

さあ、手を取りあつて、もつともつと子どもたちの笑顔を！

2011年度 港区学童保育連絡協議会

— 討議資料 —

総会



2011年6月15日(水)
当知学童保育所にて

☆ 目次 ☆

◆ 2010年度—活動総括—(案)	
活動日誌	—1
はじめに	—2
要求実現運動	—3
港区の学童を守り充実させる運動	—3
区連協組織の強化・拡大	—6
港区学童保育合同運動会の開催	—7
港区に学童保育をアピールする共同運動	—7
私たちの望む市政づくりへ向けての運動	—8
◆ 2011年度—活動方針—(案)	
はじめに	—9
◆ 具体的活動方針(案)	—10
《資料》	
①2010年度区交渉・要望書	—12
②2010年度区交渉・回答書	—16
③2011年度助成金の年額及び内訳	—19
◆ 港区学童保育連絡協議会規約	—21

— 議事次第 —

1. 開会あいさつ
2. 議長選出
3. 日程確認
4. 議案提案 2010年度 活動報告
2010年度 会計報告
2011年度 予算案
2011年度 活動方針
5. 質疑・応答 ～休憩～
6. 討論・採決
7. 役員選出
8. 議長解任
9. 事務連絡
10. 閉会のあいさつ



2010年度-活動総括-(案)

はじめに

2010年度の区連協は、南陽学童が閉所になり7学童で活動してきました。何もわからない私が会長になり、不安でいっぱいでしたが、指導員さん、父母のみなさんが温かい気持ちで見守って下さったおかげで、1年間頑張る事ができました。ありがとうございました。

2010年度から、今までの名古屋市独自の助成要綱を一気に国基準に合わす施策へと変更になりましたが、委託とはならず、補助のままで、名古屋市が学童保育の運営に責任をもつことになっていないので、今の現状を維持する事が、どの学童も必死だと思います。

また、「子ども・子育て新システム」や「放課後子どもプランモデル事業」を反対していく為に、幹事会で学習会を行い、各学童でも学習会を行ったという声がありました。「放課後子どもプランモデル事業」は学童とトワイライトを一緒にしたモデル事業は「良くない」「成果が出ていない」「止めるべきだ」の等の意見が市議員や市民から多く聞こえてきています。また、「子ども・子育て新システム」は3月の法案提出予定が大きくずれ込んでいるため、まだ予断は許しません。

区交渉では26名の参加者で、たくさんの発言をして頂いたおかげで、昨年度に比べて、反応が良かったように思えました。

また、看板の設置、土地問題、広報名古屋への掲載等の成果がありました。

運動会は、天候にも恵まれ、赤チームの優勝で、大きなケガもなく、父母も、子ども達も楽しく終える事ができました。

今年度は議員との懇談がほとんどできていないので、私達の要望を伝える事ができませんでしたが、学童が、どれだけ大切な場所なのか。

子ども達の未来のために、私達、働きながら子育てするもののために、夢と希望をもって、港区の学童で力を合わせて、頑張ってください！



1. 要求実現運動

①名古屋市に対し、私たちの望む制度化を求めていきます。

毎月の市連協の運営委員会へ役員が参加し、市連協の運動を区単位で具体化するとともに、議会請願署名、賛同書の取り組み、8月31日（木）の市連協主催の名古屋市との交渉への参加、また保育関係諸署名の協力、さらには「子ども・子育て新システム」に対する署名の取り組みなど、各学童へ呼びかける中で、学童保育の制度確立と保育施策の改善にむけ、運動を展開してきました。

そんな中、名古屋市議会請願署名では、港区で下記の成果があり、2名の方が紹介議員になってくださいました。

署名数—市署名 4,696 賛同書 388

②港区役所に対し、私たちの要求をまとめ交渉をしていきます。

11月19日（金）19時より港区役所3階会議室にて民生子ども課と懇談を行いました。総勢26名が参加し、区役所側は民生子ども課長、係長、担当者の3名が対応してくださいました。

参加者からは学童の運営実態や切実な要望についてもそれぞれの思いを述べ、全体で22本の発言がありました。

その中での成果としては、学童周辺安全確保のための看板設置の件、また施設問題を抱える学童への視察の件、広報なごやへ秋の時期に掲載してもらおう件等、港区の裁量で対応可能なことについては協力的なお答えがありました。

今後も制度改善にむけて、区連協として、区役所担当課を窓口にして市当局への運動をどう展開するかが課題です。

③議会請願を行うにあたって、区内議員との懇談の場を積極的に設け、学童保育の実態を伝え改善、協力を訴えます。

今年度、議会請願にむけて、懇談の場を設定してほしいとの申し入れは行いましたが、すべての懇談の皆さんと懇談の場を積極的に設けていただくことはできませんでした。そんな中、議会請願には2名が紹介議員になってくださいました。

その他、議員の皆さんへは、総会、行事（運動会等）への案内は行いました。

2. 港区の学童保育を守り充実させる運動

① 存続や移転、運営上の問題を抱えている学童保育を積極的に援助します。 また、つくり運動がある地域があれば懇談すると共に、必要なことを援助します。

今年度、大変残念ではありますが、ここ港区の学童保育所が1ヶ所閉所となりました。

昨年度末から存続問題に揺れていた南陽学童保育所は、合同委員会の援助の中、入所募集チラシを小学校に配付するなど最後の最後まで存続へ向けての努力を行いましたが、その甲斐なく2010年8月末での閉所となりました。

2006年以来ここ港区は4ヶ所の学童が閉所となり、全市的にみても閉所率が高い区であると言えます。このことの要因として確かに地域性もありますが、それだけでは片付けることができない問題も横たわっています。小碓、正保、港西、そして南陽学童と閉所に至る経緯の中に、専任指導員（経

験指導員)の退職があります。その退職事由については一概に論じることはできませんが、保護者と指導員の共感が喪失したこと、このことは共通していたと共に注目すべき事項です。また、今後の学童運営の教訓にして行かなければなりません。これ以上、ここ港区から学童保育所をなくさないために、保護者と指導員が共感を育みながら学童を運営して行きましょう。

なお、南陽学童保育所閉所にあたっては、備品引き取り等、市連協加盟学童の皆さんの協力をいただきました。

《補足》この間の閉所を考察したとき、各学童が抱える困難さの情報キャッチが区連協として遅かったこと、このことも否めません。

今後はこれまで以上に幹事会等で積極的に交流をはかります。

各学童においても、困難な状況を抱えたときは、早めに区連協にご相談下さい。

ところで、緊急を要する高木神宮寺学童と成章学童の移転については、区交渉で訴えたことで区にこの問題を認識していただくことができました。こうした中、担当係の学童視察が行われたことは“一歩前進”したと評価することができるのではないかと思います。

また、広報なごやを通して高木神宮寺学童に施設提供の話もありましたが、条件が合わず実現には至りませんでした。

② 地元開催の第35回全国指導員学校に多くの指導員が参加し学べるよう、働きかけます。

6月13日(日)市邨高校にて行われた第35回全国指導員学校西日本あいち会場には、港区から12名、全体で863名と多くの参加があり、その中で学びあってきました。

さらには当日の要員も、参加指導員で担いました。

午前中の全体講座は日本福祉大学の山本敏郎先生から「子どもの幸福追求権・生存権・学童保育指導員の専門性」というテーマでお話いただきました。

中で印象に残ったのは、与えられた学童保育から自分達の学童保育へ。というお話でした。子ども達の要求を実現するために、それを手助けしていくのが指導員の仕事であるということを確認することができました。

午後からはテーマごとの講座が開かれ、参加者それぞれ参加しましたが、その中で区連協役員が「学童保育と学校」というテーマの講座の世話人を担当しました。

家庭と学校と学童保育が連携しあうことが、学童保育実践の中において大変重要であることや、それぞれの現場で工夫して学校との関係を築いていることなどを出し合う中で学び、交流しあいました。

③ 第45回全国学童保育研究集会へ指導員と父母が積極的に参加できるように働きかけるとともに、代表派遣を行います。

2010年10月30日(土)全体会：幕張メッセ

31日(日)分科会：千葉大学

41都道府県から4,259名が参加しました。

当日は台風に見舞われながらも、たくさんの方が足を運び、熱気に包まれた二日間となり、全体会・分科会を通して学童保育のこと、働きながらの子育てについて学び、語り、交流しあいました。

ただ例年、港区からの参加者は少なく、今回も指導員2名だけにとどまったので、次年度は早い段階から保護者の皆さんへも参加を呼びかけて行きたいと思います。学童理解、全国研参加が一番

の近道です。全国研の開催について各学童で議題にあげていただくと共に、指導員並びに父母会役員
の派遣を積極的に検討していただき、そのための予算化もお願いします。

④ 「あいち学童保育研究集会」に積極的に参加していきます。責任をもって実行委員を
派遣すると共に、父母・指導員の参加を呼びかけます。

と き：2011年3月6日（日）9：30～16：00

ところ：南山高校

第28回あいち学童保育研究集会が3月6日南山高等男子部にて行われました。

2010年度の港区要員分担は保育受付で①8：00～9：45②11：50～13：00③15：50～担当しました。

保育予定の名簿の確認や受付を済ませてゼッケンと番号をつけ、父母にも番号を渡す作業で、特に
問題なく終わりました。

保育受付時に、トイレの場所や、いろいろな場所を聞かれたので、次回から保育受付の場所にも、
会場の案内図を準備して置くと思いました。

当日は、お天気にも恵まれ、テーマ「AGK28 明るく元気で！子どもたちの未来のために！！」
という柔軟なテーマで行われました。

午前は反貧困ネットワーク事務局長の湯浅誠氏の記念講演では、立ち見が出る程の大盛況で、
午後の分科会では25の分科会があり、どの分科会も参加したくなるような内容のものばかりで
した。

今回の研究集会の参加人数は738名で港区の参加者は7名だったので、要員以外の父母に、も
っと声かけをしていき、子どもたちの未来のために、働きながら子育てする私達のために、来年度
は、もっとたくさんの父母が参加できるように「あいち学童保育研究集会」を成功させていきま
しょう！

⑤ 保育団体との協力・共同の取り組みを重視し、共催の学習会などを
企画するとともに、他団体主催の学習会などへも積極的に関わって行きます。

今年度も共催の学習会は開催することができませんでしたが、「子ども・子育て新システム」に関
する学習会へは、積極的に参加をして情報の把握をしてきました。

また、市連協内の指導員部会には役員が参加し、市交渉の際に、経験指導員の重要性を分析した
資料作成に協力し、あいち学童研究集会の分科会についても世話人等の任務を担いました。

⑥ 区連協幹事会を学習の場と位置づけ、
各学童の学習会については積極的に援助・協力します。

学習活動は、年間を通して計画的に行うことはできませんでしたが、9月「子ども・子育てシ
ステム」学習会、また1月「新システムをぶっとばせ」ムービーの視聴等、幹事会の中で行いました。
また、5月の幹事会では日本の学童ほいく誌を使っての「父母会活動」をテーマにした読みあわせ
を行い、父母会活動のあり方や、よりよい父母会活動をつくるにはどうしていけばよいかなどを交
流しました。

⑦ 区連協として、定期的に入所募集活動を行います。
これまで同様、全小学校・保育園への統一入所案内チラシの配布を
継続的に行います。

今年度も子どもまつりを通して培ってきたパイプを活かし、区内公立保育園・私立保育園・幼稚園へ統一入所案内チラシを配付することができました。また、前年度区交渉で要望を出したことから、区内保育園園長会で学童をアピールさせていただくことが実現し、今年度も区連協役員が対応しました。

こうした中、学童保育所のない地域から事務局に入所問い合わせがあるなど、この取り組みは一定成果が出ているので、今後も継続して取り組んでいきます。

⑧ 指導員の研修会を計画します。

今年度、救急法、おやつづくり講習会を区主催公的研修会として計画、実施してきました。その他、港区各学童保育所の常勤職員での合同職員会議（合同運動会等、合同行事の確認）を行い、行事にむけての準備、打ち合わせを行いました。

それ以上は具体的に計画することができませんでした。

前項・2『港区の学童保育を守り充実させる運動』①の存続問題を見たとき、各学童保育所の質を高めて行くことと、保護者の学童理解を深めて行くことは港区の課題です。そのためには指導員研修は第一義的課題としなければなりません。

今後は構成学童の皆さんの要望を伺いながら具体的に進めていきます。

3. 区連協組織の強化・拡大

①父母の幹事会への出席率を高め幹事会が様々な交流の場となるように進めます。
同時に、定期的に父母会長を中心とする各学童の代表者との交流もはかり、
この中で港区の学童の将来を積極的に検討して行きます。

南陽学童保育所が残念ながら8月末をもって閉所となり、その後はほぼ毎回7学童の代表の参加がありました。

昨年度は、学習会的要素を取り入れた幹事会を数回開催し、また、2回（区交渉前、2月）と2回代表者会議も予定通り開催し、状況把握と交流を行ってきました。

港区から学童保育所をこれ以上なくさないために、今後も随時各学童の状況把握と交流は幹事会の中心課題としつつ、今年度の取り組みを継承し、学習的要素をさらに発展的に取り入れていくことで会議の内容充実をはかっていきたいと思えます。

（市連協開催各区連協会長会議の報告）

2010年度、市連協主催区連協会長会議は2回行われました。

第1回の会長会議では今年度の予算案と会費変更についてと、プレハブの今後について、立て替えの必要性は構造の耐震性に不具合が出た場合、もしくは、20年を経過した時に行い、床をフローリングにしたり、二重壁や外観の化粧直し、和式トイレを洋式トイレに改修をしていくにあたっての提案がありました。

第2回の会議では各区のプレハブ状況の報告と2011年度以降の市連協会費をどうするかについて話し合いました。

助成基準額に2,5%かけた会費の意見が多かったが、まともらず、第2回の会議で決まらなかった会費の見直し案について第12回運営委員会に会長も出席して、2011年、2012年度は基準額の2,5%への移行措置で±10%、2013年度から2,5%会費に決定しました。又、総会にむけて方針提案についての報告がありました。

②学童情勢ならびに区連協活動に関わる情報を随時発信していきます。

区連協幹事会開催案内を中心に、定期的にメールで各学童代表者・区連協幹事・指導員へ情報を発信しました。しかしながら、昨年同様全世帯向けのニュースを発行することができなかったことは、大きな課題です。

ただこのことは役員体制を充実させる中で実現させることができることなので、ご協力をお願いいたします。

④6～7月に各会費等の納入を厳守するよう働きかけます。

各学童のご協力のおかげで会費の早期の納入が完了しました。

4. 港区学童保育合同運動会の開催

2010年11月14日、好天に恵まれ東海小学校にて、第32回の合同運動会が開催されました。南陽学童閉所のため、4チーム対抗の形式が維持できなくなり、初めての3チーム対抗となりましたが、当日は大した混乱もなく、競技を進行させることができました。これ以上学童保育を減らさないことを念頭に置き、各学童間の交流を深め、日頃の保育の成果を確認しあう合同運動会を今後もより一層充実させていきたいと思います。

5. 港区に学童保育をアピールする共同運動

① 他団体の主催する「まつりや行事」に積極的に参加・協力します。

第30回 港区子どもまつり
2010年10月17日(日) 於:戸田川緑地

30回という大きな節目を迎えた港区子どもまつり。

今回はそんな記念開催回にふさわしいまつりになり、好天にも恵まれ大きく成功しました。その成功の一番の要因は、前回から運営の工夫もあり、実行委員会が真に論議&決定の場になっていることだと思います。このことによって実行委員一人一人が積極的に関わることができ、こうした中新たなアイデアも生まれ実現させることができました。

その一つが30回記念テーマソングです。歌詞づくりにおいて、実行委員全員の思いが反映されたこと、このことは最大の成果なのではないかと思えます。そんな中でできた曲には覚えやすい振り付けもつき、当日、ステージでは元気な子どもたちのうた声が響きました。

同時に、第29回開催時に取り組んだぬり絵を、小学校・保育園配付チラシ裏面に掲載したことで(来場する一般の子どもたちに塗って持って来てもらう)、今後『港区子どもまつり』が目指す方向性の一つである、“参加型”のまつりへ向けての一つの布石となったのではないかと思います。また、各団体が協賛広告金取得の取り組みを積極的に行う事で、地元企業から物品提供の協力を得ることができ、それを各種景品に使うことができたことも今回の特筆事項です。

地域の理解と協力を得ながら運営する…、今後もこの基本方針にそって、来場者も積極的に楽しむことができるそんな『港区子どもまつり』になるよう、区連協としても力を発揮して行きます。

《付帯事項》

この子どもまつりは、創設にあたっては、また以降数年にわたっての運営は地区協並びに公立保育園父母の会や共同保育所が中心になっていました。しかし、区内から共同保育所がなくなり公立保育園父母の会が機能しなくなってきた現在、子ども青少年局港分会(保育士さんの組合。以下「港

分会)も積極的に関わってくれていたものの、ここ数年は学童が中心といった印象がつよくなっていました。こうした中、一昨年から港分会から実行委員長が選出されると共に担当保育士以外にも役員会に参加していただくなど、このことは大きな成果であり継続させたいことです。

同時に、本件に関しては毎回記していることですが、

★港区子どもまつりは『地域の子育て環境を良くするための、一つの大切な啓蒙活動』である。

ということを再確認し、同時に、このまつりを通し日常保育の中で培われている学童保育の良さを積極的にアピールすることで、

★港区子どもまつりへの参加は『港区全体の学童の入所募集活動を担う』ものである

というとらえをもち、これまで以上に積極的に関わって行きましょう。

② 港区役所主催の「港区ふれあい広場」に積極的に参加します。

今年度も東海学童が、模擬店出店をさせていただきました。学童の存在をアピールしつつ、たくさんの方の参加者の方と模擬店を通して触れ合うことができ、とても有意義で楽しい時間を過ごさせて頂きました。

子どもまつりと2週連続という日程的にはとても大変な時期ですが、これからも積極的に参加していきたいと思えます。

6. 私たちの望む市政づくりへ向けての運動

名古屋市政の動向に対し、学童保育を守り、充実発展させる立場をとり、名古屋市放課後子どもプランまた、新モデル事業の動向等には注視し、適時対応しています。

この間、名古屋市がすすめてきた名古屋市放課後子どもプランモデル事業については、実施状況から、多方面で中止、廃止の声が高まってきています。

トワイライトスクールと学童保育所は、そもそも事業目的やその性質が違うにもかかわらず、強引な方法で混在一体化させようという行政の狙いは、実現不可能に近い状態になってきているのが実態です。

しかしながら、ここ港区においては最高時より、4箇所の学童保育所が閉所しているという実態があり、より市民に開かれた利用しやすい学童保育施策にしていくために、今後も行政に強く要望を伝えていき、名古屋市の学童保育を守る一翼を担わなければなりません。

昨年度は、「子ども・子育て新システム」の動きが加速化する中、学童保育施策はどうなっていくのか？という不安が広がりました。

保育制度が産業化され、公的責任を後退させるという流れの中で、学童保育のみが前進するとは考えがたく、引き続き私たちもその「新システム」の内容について学び、状況に応じて行動を起こしていかなければなりません。

また名古屋市の学童保育の制度では昨年度より、高学年が補助対象に加えられ、障害児加算も増額となり、一定の前進と見えますが、一昨年までは助成金の規定として明記されていた「時間単価」「対象時間」など指導員の労働や人数に関する助成金が不明瞭となり、またこれまで運動の積み重ねでかちとってきた福利厚生費、健康診断費が減額される等、質的な中身が保障される予算確保と制度確立が必要です。

2011年度港区連協 活動方針(案) はじめに

～学童保育所を守り発展させ、制度の拡充を～

学童保育所は、全国で現在 19,744 ヶ所(昨年比 1,269 ヶ所増)、児童数 80 万 4,309 人(昨年比 2,919 人増)となり、益々社会的にも必要性の高い、そして小学生の子どもの成長、発達には欠かせない場所となってきました。

名古屋市においては 30 数年の歴史と実績のある学童保育所と全児童施策「トワイライトスクール」そして新たに「名古屋市放課後子どもプランモデル事業」と 3 つが共存する形になっており、その中で行政側はトワイライトと学童保育の一体化「名古屋市放課後子どもプラン」をおしすすめようとしてきましたが、現時点で 10 ヶ所の実施に留まっています。このトワイライトスクールの時間延長しただけの、「名古屋市放課後子どもプランモデル事業」は当然ながら学童保育の代わりにはならず、多方面から中止、廃止の声が広がってきている状況です。

全児童施策のトワイライトスクールと学童保育は、もともと事業目的や内容が大きく違い、トワイライトスクールは遊びの提供の場、学童保育は留守家庭の子どもたちにとっては遊びを含めた生活の場であり、第 2 の家庭としての役割を果たす場所です。

私達は学童保育が留守家庭の子ども達が生活する場所として事業目的にそった役割、機能がはたせるよう、公的機関からの市民への宣伝とともに、利用しやすい制度に改善されることを強く願っています。

一昨年度、名古屋市が国の基準に倣う形で、助成制度を改定しました。

高学年が助成対象になったこと、障害児加算の増額など一定の前進はありますが、補助金額は安定した学童保育所運営を行っていくには、まだまだかけ離れたものであり、より一層の増額、制度改善が強く求められています。

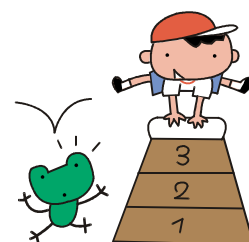
そんな中、この春も港区内の学童保育所においては一定の入所児童数があり、これは学童保育の必要性の高さの証であります。

今後もこの流れを大切に、留守家庭で保育が必要な子は学童保育へ！といった学童保育の持つ機能、役割、存在意義についてさらに広めたいものです。

残念ながら区連協加盟学童から 4 ヶ所目の学童保育所が閉所となった昨年度。

これ以上、港区から学童保育所をなくさないために、各学童がお互いに発展していくための交流はもちろん、複数学区からの入所を受け入れていく上での運営、保育上の工夫の交流、また存続などの問題を抱える学童に対しては状況把握に努めるとともに緊急課題とし、積極的に援助していきます。

国においては、保育を産業化し、公的責任を後退させる「子ども・子育て新システム」の動きにも注視するとともに、名古屋市においては、行政が強引にすすめようとする「放課後子どもプランモデル事業」の拡充の動きには、反対、廃止の立場をとり、今ある学童保育を維持、発展させていくために、実態にあった「制度の抜本的改善」「助成金の増額」等の要求実現をめざし、おおいに奮闘していきたいと考えています。



具体的-活動方針(案)-

1. 要求実現運動

- ①名古屋市に対し、私たちの望む制度化を求めて行きます。
- ②港区役所に対し、私たちの要求をまとめ交渉をして行きます。
- ③議会請願を行うにあたって、区内議員との懇談の場を積極的に設け、学童保育の実態を伝え、改善、協力を訴えます。

2. 港区の学童保育を守り充実させる運動

- ①存続や移転、運営上の問題を抱えている学童保育所を積極的に援助します。
また、つくり運動がある地域があれば、懇談すると共に必要なことを援助します。
- ②第46回全国学童保育研究集会へ、多くの指導員と父母が積極的に参加できるよう働きかけます。
2011年10月22日(土) 全体会：いしかわ総合スポーツセンター
23日(日) 分科会：金沢大学角間キャンパス
- ③「あいち学童保育研究集会」に積極的に参加していきます。責任をもって実行委員を派遣すると共に、父母・指導員の参加を呼びかけます。
2012年 3月 4日(日) ※開催予定 開催会場：
- ④保育団体との協力・共同の取り組みを重視し、共催の学習会などを企画するとともに、他団体主催の学習会などへも積極的に関わって行きます。
(名古屋市連協主催学習交流会を含む)
- ⑤区連協幹事会を学習の場として位置づけ、各学童の学習会については積極的に援助・協力します。
- ⑥区連協として、定期的に入所募集活動を行います。
これまで同様、全小学校・保育園への統一入所案内チラシの配布を継続的に行います。
- ⑦指導員の研修会を計画します。



3. 区連協組織の強化・拡大

- ①父母の幹事会への出席率を高め幹事会が様々な交流の場となるように進めます。同時に、定期的に父母会長を中心とする各学童の代表者との交流もはかり、この中で港区の学童の将来を積極的に検討して行きます。

* 幹事会は、基本的には第2水曜日の定例とします。
特別な事項がない限り案内は行いませんので、各学童の中でも明確に位置づけてください。
- ②学童情勢ならびに区連協活動に関わる情報を、随時発信して行きます。
- ③6～7月に各会費等の納入を厳守するようはたらきかけます。
- ④次年度へむけて、区連協幹事会で区連協役員体制も含め、組織を構築し、その中で名古屋市連協のパイプ役として学童保育運動に責任を持っていけるよう、準備をすすめていきます。

4. 港区学童合同運動会の開催

第33回港区合同運動会を成功させます。

2011年11月6日(日) ※予備日 13日(日)
於：中川小学校

5. 港区に学童保育をアピールする共同運動

①他団体の主催する「まつりや行事」に積極的に参加・協力します。

第31回 港区子どもまつり

2011年10月16日(日) 於：戸田川緑地

②港区役所主催の「港区ふれあい広場」に積極的に参加します。

2011年10月23日(日) 於：港北公園

6. 私たちの望む市政づくりへ向けての運動

名古屋市政の動向に対し、学童保育を守り、充実発展させる立場をとり、名古屋版放課後子どもプランまた、新モデル事業の動向等には注視し、適時対応していきます。

2011年度港区連協加盟学童-在籍児童数

2011年5月1日現在

学童名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	障がい児	世帯数
福田									
港楽									
中川									
当知									
東海									
成章									
高木神宮寺									
合計	50	63	33	21	27	21	215	5	188
参考	2010年度	64					207	6	179
	2009年度	49					203	6	174
	2008年度	49					206	8	168



名古屋市港区
区長
新開 輝夫様

2010年10月29日
港区学童保育連絡協議会
会長 谷 恵里
《事務局》中川学童保育所
Tel 651-5196

学童保育に関する懇談のお願いと要望書

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

日頃は、私たち学童保育関係者に対してご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで長年にわたり、私たちは名古屋市行政との懇談会や議会への働きかけ等を積み重ねて、要望を粘り強く訴える中、名古屋市の学童保育助成制度は僅かながら前進してきました。特に今年度は6年生までが補助の対象になり、しょうがい児加算が増額しました。

これは毎年開いていただいている区との懇談会が反映されてきたものと、感謝いたしております。また一昨年懇談会において、要望させていただいた、保育園園長会への仲介については、昨年、今年と続けて実現していただき、重ねて感謝申し上げます。

現在、学童保育の数は、全国的に増加してきておりますが、しかしながら利用者の実態や要求にあった制度にはまだまだ不十分といわざるを得ません。

この名古屋市においても、必要としている留守家庭児童が一人でも多く学童保育で安心した生活が送れるように、学童保育施策を充実させていくことを緊急課題として強く願うものです。

つきましては、今年度も別紙のように、学童保育に通う子ども達とその保護者、指導員の切実な要望を取りまとめて、要望書として提出させていただき、その要望に対するご回答を受けながら、学童保育の充実にむけた懇談の場を設けていただくことをお願いする次第です。どうぞ宜しくお願いいたします。 敬具

記

○懇談日：2010年11月 19日（金）午後7時～

○内容：2010年度港区学童保育連絡協議会
「学童保育の充実を求める要望書」に関わる懇談

尚、別紙要望書各項目については、お手数ですが事前に文書でのご回答を
お願いいたします。

2010年度港区一懇談会—具体的要望事項

1. 以下の項目について区として名古屋市に上申して下さい。

(1) 共働き家庭、母子・父子家庭等の子どもの生活と親の働く権利を守るため、私たちは学童保育事業を行うにあたって以下の条件が最低必要であると考えます。よって以下の条件を整えた学童保育を名古屋市の公的責任のもとに実施して下さい。

- ① 共働き、母子・父子家庭等の希望する子どもが全員入所でき、学童保育所に安全に通えるよう、小学校区に一つ以上の学童保育があること。
- ② 子どもたちが放課後の生活を健康かつ安全に送ることができる基準を持ち、基準に適した施設と設備を備えること。
- ③ 開所日および開所時間は父母の労働実態に見合うこと。
- ④ 指導員は専任・常勤とし、子どもの安全が確保できるよう人数にかかわらず、常時複数体制とすること。
- ⑤ 指導員の勤務時間には、保育にかかわる準備・研修時間を含めること。
- ⑥ 新しい制度に移行する場合には、学童保育の運営は父母や地域の意見が十分反映できるように、父母や地域の関係者が参加できること。また、現行指導員の希望者は全員雇用すること。

(2) 現行助成要綱について、以下の項目の改善を要求します。

- ① 必要としている誰もが学童保育が利用できるよう、大幅な助成金増額をして下さい。
- ② 人数に関わらず、複数の指導員が配置でき、人数枠に応じて指導員1名を加配できる助成をして下さい。
- ③ 必要とされている学童保育が存続できるよう、最低6人以上低学年（障害児は6年生）がいないと助成金がおらないという取り決めに撤廃して下さい。
- ④ 2009年度までの助成金制度から学童保育所への助成金が減ることのないような緩和措置を継続して下さい。
- ⑤ 20人から35人枠の助成金額を上げて下さい。
- ⑥ 年度途中で補助金が減ることのないよう猶予措置を設けて下さい。
家賃補助を実態に即して増額してください。

* その補助額は各学童が負担している実態とはかけ離れています。

《参考》区内の家賃実態—T学童 110,000円

(区連協加盟学童)

⑦ 保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつの用意などの午前中の勤務を保育準備時間と認め、それに見合った補助をして下さい。

※現在の助成制度において、午前中の勤務時間が助成金対象に入っているか確認をお願いします。

⑧ しょうがい児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう実態にあった補助金にして下さい。

(3) 施設維持、改善について以下の項目を要求します。

① 学童施設を定期的に点検し、空調設備を整えるとともに施設管理費（修繕費用等）

を必要な時に支出して下さい。

- ② 施設確保のため、小学校内施設等の活用ができるようにして下さい。
※成章学童の移転は緊急課題です。学校施設利用促進と共に、明確な使用目的のない市有地へプレハブを設置していただけるよう、名古屋市へ働きかけて下さい。
 - ③ 施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、育成会に無償貸与して下さい。また、各学区に所在する公有地（空き地）とその利用目的を開示して下さい。
 - ④ 地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、保育室に地震情報システムの導入をして下さい。
 - ⑤ 施設防犯の向上へ向け、防犯灯の設置などを行ってください。
また、プレハブ保育室の施錠は脆弱であるため、抜本的な改善を行うよう市へ働きかけて下さい。
- (3) 名古屋市放課後子どもプランについて
名古屋市放課後子どもプランによる、モデル事業は学童保育の機能を果せるものではありません。
名古屋市の放課後施策が学童保育の歴史と実績を重視し、子どもたちの安全や生活を守ることができるよう、私たちの意見を反映した学童保育事業をすすめて下さい。
そして緊急課題として今ある学童施策を充実させるよう市へ強く上申して下さい。
- (4) 子ども・子育て新システムについて
企業参入、幼保一元化を推し進める「子ども・子育て新システム」の国の動きには名古屋市、港区としても反対し、親の要求、就労実態にあった公的保育制度の充実をすすめていくよう働きかけて下さい。

2. 以下の項目について区として引き続き実施して下さい。

- (1) 図書券の支給。
- (2) 区主催での年2回の学習会の実施。
- (3) 子ども青少年局発行の学童案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。
- (4) 上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。
- (5) 土地確保の際、趣旨説明等の援助。
- (6) 港区ふれあい広場に港区学童保育連絡協議会として参加協力。
- (7) 「広報なごや」掲載の留守家庭児童育成会（学童保育）入会の案内の意見交換等。
*学童保育の内容をよりよく区民の皆さんに理解していただくために、
スペースの拡大、写真掲載を関係係へ要望して下さい。
→以前は写真掲載があったのですが、掲載がなくなりました。
- (8) 港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。
- (9) 問題別（移転など）に、必要に応じた懇談。
- (10) 港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。
- (11) 区連協又は実行委員会主催による企画（まつり・学習会等）のポスターを区役所内に掲示。
- (12) 不審者情報の迅速な発信。
- (13) 各学童へ年1回の視察。
- (14) 保育園園長会へ入所募集活動の働きかけの援助

3. 以下の項目について、区として新たに実施して下さい。

- (1) 校長会と区連協との懇談の仲介を積極的にお願ひします。
 - ① 学校施設利用の促進
 - *耐震・防災の観点からも成章学童の移転は早急の課題です。
父母会としても移転候補地を選定し、地主さんとコンタクトをとるなどの行動を起こしましたが、思わしくありませんでした。
新たな候補地が見つかるまで、学校の空き教室が利用できるよう折衝して下さい。
 - ② 「就学時健診」及び「入学説明会」での学童保育に関する情報提供の促進
校内での案内チラシ配布や入学説明会、またはその前後の時間を使って学童保育所の説明がすべての小学校で実施できるように働きかけて下さい。
*現状、各学童保育所が個別に学校に依頼しており、実現しているところとそうでないところがあります。
 - ③ 警報発令時における各学校の学童児童に対する対応確認
《事例》これまでに警報発令時における各小学校の対応がまちまちであったため、学童在籍児童が危険な状況におかれた事例があります。
- (2) 区主催の学習会を年3回にして下さい。
※おやつについてはアレルギー除去食の内容も含めて下さい。
- (3) 10月初旬～就学時検診前にも「広報なごや」へ留守家庭児童育成会（学童保育）入会の案内を掲載して下さい。
- (4) 防犯、防火・防災対策として各学童保育所に必要な防犯、防災、防火用品（具体的には消火器等）を支給・設置して下さい。
- (5) 子ども青少年局発行の学童保育案内書を外国籍卒園児に対応して、英語・ポルトガル語・中国語などで作成・配布して下さい。
- (6) 「区民まつり」の参加協力団体に港区学童保育連絡協議会を加えて、チラシに掲載していただけるよう主催者に働きかけてください。
またステージ等に参加させて下さい。
- (7) 学童保育所施設、学校の通学路、学童近辺の安全な環境保全のために、同時に子どもたちの下校時の安全を確保するために、学童保育所の存在を示す案内看板の設置、また信号機、横断歩道、標識などの設置など必要な措置を関係各庁（署）へ区役所担当課から働きかけてください。
- (8) 運営等に関し、調査又は現場視察等がある場合は事前に通知してください。

要 望 事 項	回 答
<p>1 以下の項目について名古屋市に対し上申してください。</p> <p>(1) 市の責任のもとでの実施要望</p> <p>①小学校区に一つ以上の学童があること。</p> <p>②安全基準を持ち、基準に適した施設と設備を備えること。</p> <p>③開所日、開所時間は父母の労働実態に見合うこと。</p> <p>④指導者は専任・常勤とし、常時複数体制とすること。</p> <p>⑤指導員の勤務時間には、保育にかかわる準備・研修時間を含めること。</p> <p>⑥新しい制度に移行する場合には、運営は父母や地域の意見が十分反映できるように、父母や地域の関係者が参加できること。また、現行指導員の希望者は全員雇用すること。</p>	<p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p>
<p>(2) 現行助成要綱の改善要求</p> <p>①必要としている誰もが学童保育が利用できるよう、大幅な助成金増額をして下さい。</p> <p>②人数に関わらず、複数の指導員が配置でき、人数枠に応じて指導員1名を加配できる助成をして下さい。</p> <p>③必要とされている学童保育が存続できるよう、最低6人以上低学年(障害児は6年生)がいないと助成金がおりにないという取り決めに撤廃して下さい。</p> <p>④2009年度までの助成金制度から学童保育所への助成金が減ることのないような緩和措置を継続して下さい。</p> <p>⑤20人から35人枠の助成金額を上げて下さい。</p> <p>⑥年度途中で補助金が減ることのないよう猶予措置を設けて下さい。家賃補助を実態に即して増額して下さい。</p> <p>⑦保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつを用意などの午前中の勤務を保育時間と認め、それに見合った補助をして下さい。※現在の助成制度において、午前中の勤務時間が助成金対象に入っているか確認をお願いします。</p> <p>⑧障害児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう実態にあった補助金にして下さい。</p>	<p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>国の基準にあわせて、平日について、1日平均3時間以上の指導を行う場合に助成を行うものとしており、子どもたちの放課後の時間について対応しています。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p>
<p>(3) 施設維持、改善について以下の項目を要求します。</p> <p>①学童施設を定期的に点検し、空調設備を整えるとともに施設管理費(修繕費用等)を必要な時に支出して下さい。</p> <p>②施設確保のため、小学校内施設等の活用ができるようにして下さい。学校施設利用促進と共に、明確な使用目的のない私有地へプレハブを設置していただけるよう、名古屋市へ働きかけて下さい。</p> <p>③施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、育成会に無償貸与して下さい。また、各学区に所在する公有地(空き地)とその利用目的を開示して下さい。</p> <p>④地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、保育室に地震情報システムを導入して下さい。</p> <p>⑤施設防犯の向上へ向け、防犯灯の設置などを行って下さい。また、プレハブ保育室の施錠は脆弱であるため、抜本的な改善を行うよう市へ働きかけて下さい。</p> <p>(3) 名古屋市放課後子どもプランによるモデル事業では、学童保育の機能を果せるものではありません。名古屋市の放課後施策が学童保育の歴史と実績を重視し、子どもたちの安全や生活を守ることができるよう私たちの意見を反映した学童保育事業をすすめてください。緊急課題として、今ある学童施策の充実を市へ強く上申して下さい。</p>	<p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p> <p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 子ども・子育て新システムについて 企業参入、幼保一元化を推し進める「子ども・子育て新システム」の国の動きには名古屋市、港区としても反対し、親の要求、労働実態にあった公的保育制度の充実をすすめていくよう働きかけて下さい。</p>	<p>要望の趣旨を主管課にお伝えします。</p>
<p>2 以下の項目について区として引き続き実施してください。</p> <p>(1) 図書券の支給。</p> <p>(2) 区主催の年2回の学習会の実施。</p> <p>(3) 子ども青少年局発行の学童保育所案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。</p> <p>(4) 上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。</p> <p>(5) 土地確保の際、趣旨説明等の援助。</p> <p>(6) 「障害者と区民のふれあい広場」に港区学童保育連絡協議会として参加協力。</p> <p>(7) 「広報なごや」掲載の留守家庭児童育成会(学童保育)入会案内の意見交換など。</p> <p>* スペースの拡大・写真掲載の要望</p> <p>(8) 港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。</p> <p>(9) 問題別(移転など)に必要な応じた懇談。</p> <p>(10) 港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。</p> <p>(11) 区連協又は実行委員会主催による企画(まつり・学習会等)のポスターを区役所内に掲示。</p> <p>(12) 不審者情報の迅速な発信。</p> <p>(13) 各学童へ年1回の視察。</p> <p>(14) 保育園園長会へ入所募集活動の働きかけの援助。</p>	<p>要望の趣旨を社会福祉協議会にお伝えします。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>引き続きそのように努力します。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>要望の趣旨を社会福祉協議会にお伝えします。</p> <p>関係課と調整します。今年度は、広報なごや2月号への掲載依頼予定です。</p> <p>スペース拡大等については、関係課と調整中です。</p> <p>引き続きそのように努力します。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>子ども青少年局作成学童案内チラシの区内公的施設への配布について努力します。</p> <p>掲示は困難です。</p> <p>引き続きそのように努力します。</p> <p>引き続きそのように努力します。</p> <p>引き続きそのように努力します。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 以下の項目について、区として新たに実施してください。</p> <p>(1) 校長会と区連協との懇談の仲介</p> <p>①学校施設利用の促進</p> <p>②「就学時健診」及び「入学説明会」での学童保育に関する情報提供の促進。校内での案内チラシ配布や入学説明会、またはその前後の時間を使って学童保育所の説明がすべての小学校で実施できるように働きかけてください。</p> <p>③警報発令時における各学校の学童児童に対する対応確認。</p> <p>(2) 区主催の学習会を年3回にしてください。</p> <p>(3) 10月初旬～就学時検診前にも「広報なごや」へ留守家庭児童育成会（学童保育）入会の案内を掲載して下さい。</p> <p>(4) 防犯、防火・防災対策として各学童保育所に必要な防犯、防災、防火用品を支給・設置してください。</p> <p>(5) 子ども青少年局発行の学童保育案内書を外国籍卒園児に対し、英語・ポルトガル語・中国語などで作成・配布してください。</p> <p>(6) 「区民まつり」の参加協力団体に港区学童保育連絡協議会を加えて、チラシに掲載していただけるよう主催者に働きかけてください。ステージ等に参加させてください。</p> <p>(7) 学童保育所施設、学校の通学路、学童近辺の安全な環境保全のために、同時に子どもたちの下校時の安全を確保するために学童保育所の存在を示す、案内看板の設置、また信号機・横断歩道・標識の設置などをしてください。必要な措置を関係各庁（署）へ働きかけてください。</p> <p>(8) 運営等に際し、調査または現場視察等がある場合は事前に通知してください。</p>	<p>育成会において依頼するものと認識しています。</p> <p>新しいチラシを子ども青少年局にて作成中です。入学説明会までに全小学校に配布を予定しています。</p> <p>各育成会において依頼するものと認識しています。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p> <p>10月の掲載は困難です。</p> <p>支給・設置は困難です。</p> <p>予算の都合上、困難です。</p> <p>チラシ協賛について、小（4×7cm）1口3万円、大（5×10cm）1口5万円。ステージ参加については困難。</p> <p>各育成会において、地域の協力を得て実施するものと認識しています。</p> <p>要望に沿うよう努力します。</p>

留守家庭児童育成会運営助成金 平成23年度予算案の内容

区分		平成23年度予算案	平成22年度
対象児童		・小学1～3年生 ・4年生以上の児童も加えることができる (ただし、小学1～3年生及び高学年障害児で6人以上であること)	
基本額 (※)	10～19人	1,917,000 円	1,873,000 円
	20～35人	2,761,000 円	2,717,000 円
	36～45人	3,902,000 円	3,858,000 円
	46～55人	3,749,000 円	3,705,000 円
	56～70人	3,595,000 円	3,551,000 円
	71人～	3,442,000 円	3,398,000 円
障害児受入推進助成 (障害児受入加算から 名称変更予定)		1,472,000 円	1,421,000 円
健康診断費		年1回に限り1/2補助 1育成会あたり 3,500円(限度)	
専用室障害児 受入促進助成		育成会が新たな障害児を受け入れるために、留守家庭児童専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の2分の1を補助 (助成限度額 125,000円)	—
緩和措置	児童数 10～19人 障害児なし	117,500 円	161,500 円
	児童数 20～35人 障害児なし	705,700 円	749,700 円
	児童数 20～35人 障害児あり	—	15,700 円
実施場所		専用室(市がリース) または民家等(家賃の2/3、月額38,000円を限度として補助)	
ひとり親減免 に対する助成		ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免した額の2分の1を補助(児童1人あたり 月額3,000円限度)	

※土曜日開設加算及び長時間開設加算3時間分を加算した場合の基本額

平成23年度 留守家庭児童育成会運営助成金交付年額および月額(案)

区分	23年度			(参考)22年度			
	年額	月額		年額	月額		
		4月	5～3月		4月	5～3月	
基準額	10～19人	1,041,000	86,750		1,041,000	86,750	
	20～35人	1,885,000	157,120	157,080	1,885,000	157,120	157,080
	36～45人	3,026,000	252,240	252,160	3,026,000	252,240	252,160
	46～55人	2,873,000	239,490	239,410	2,873,000	239,490	239,410
	56～70人	2,719,000	226,620	226,580	2,719,000	226,620	226,580
	71人～	2,566,000	213,870	213,830	2,566,000	213,870	213,830
加算額	土曜開設	585,000	48,750		559,000	46,620	46,580
	長時間開設 (1時間あたり)	97,000	8,120	8,080	91,000	7,620	7,580
	障害児受入推進助成 (障害児受入加算から 名称変更予定)	1,472,000	122,740	122,660	1,421,000	118,490	118,410
	健康診断費	1/2補助 (1育成会あたり 3,500円限度)	〈年1回限り〉		1/2補助 (1育成会あたり 3,500円限度)	〈年1回限り〉	
	ひとり親 減免助成	減額分の1/2補助 (児童1人あたり 月額3,000円限度)	〈11月と3月〉		減額分の1/2補助 (児童1人あたり 月額3,000円限度)	〈11月と3月〉	
	家賃補助	2/3補助 (月額38,000円限度)	38,000		2/3補助 (月額38,000円限度)	38,000	
	専用室障害児 受入促進助成	1/2補助 (125,000円限度)	—				
緩和措置	児童数 10～19人 障害児なし	117,500	9,810	9,790	161,500	13,550	13,450
	児童数 20～35人 障害児なし	705,700	58,900	58,800	749,700	62,475	
	児童数 20～35人 障害児あり				15,700	1,400	1,300

23年度 運営助成金基本額(土曜開設あり、長時間開設3時間分のケース)早見表

児童数区分	年額	4月	5～3月	参考(22年度)	22年度との比較
10～19人(※脚注)	1,917,000	159,860	159,740	1,873,000	44,000 増加
20～35人(※脚注)	2,761,000	230,230	230,070	2,717,000	44,000 増加
36～45人	3,902,000	325,350	325,150	3,858,000	44,000 増加
46～55人	3,749,000	312,600	312,400	3,705,000	44,000 増加
56～70人	3,595,000	299,730	299,570	3,551,000	44,000 増加
71人～	3,442,000	286,980	286,820	3,398,000	44,000 増加

※「障害児なし」の育成会は緩和措置あり

港区学童保育連絡協議会

= 規 約 =

第一条（名称）

この組織は、港区学童保育連絡協議会と称します。

第二条（事務所の所在地）

この会の事務局は、その年度の事務局長の学童所在地に置きます。

第三条（目的）

- (1) この会は、学童保育の啓蒙・普及及び学童保育の設置・発展に努めます。
- (2) この会は、学童保育の父母・指導員・学生・研究者などと連絡を密にし、全国学童保育連絡協議会・愛知学童保育連絡協議会・名古屋市学童保育連絡協議会と共に学童保育内容の研究・施設の充実、制度化の運動を推進する母体となります。

第四条（事業）

この会は、目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 学童保育所づくりのために行う自治体交渉などの指導と援助を行います。
- (2) 指導内容の向上のために研究会や学習会を行います。
- (3) 父母・指導員・子どもたちの交流と親睦をはかります。
- (4) 学童保育所の施設や子どもの保育条件の改善、指導員の労働条件の改善に努力します。また、そのための実態調査を行います。
- (5) 他団体と協力し、区内の保育運動を発展させる運動を取り組みます。
- (6) 学者・専門家・教育保育関係団体・民主団体などと協力しあい学童のあるべき姿をたえず研究し、よりよき制度化をめざします。
- (7) その他、学童保育の発展のために必要な事業を行います。

第五条（会員）

この会の目的に賛同する団体・学童保育所（児童・父母・指導員）と個人が入会できます。

第六条（役員）

- (1) この会に、次の役員をおきます。

会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 会計 1名
会計監査委員 1名

- (2) 役員は、各学童・指導員労組から1名以上選出する。
また、役員会で推薦できるものとする。
- (3) 役員は、総会において承認します。但し、総会までに選出できない場合は幹事会で承認することができます。
- (4) 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げません。

第七条（機関）

- (1) 総会 総会は、この会の最高機関で年1回以上開催します。
- (2) 幹事会 幹事会は、加入学童の代表および指導員によって構成し、定期的に開催します。
- (3) 役員会 役員会は会長・副会長・事務局長・会計によって構成し会の日常運営に責任をもちます。
- (4) 専門部 幹事会・役員会に必要な応じて専門部をおきます。

第八条（財政）

この会は、会費・事業収入・及び寄付金によって運営します。

- (1) 会費は、各学童に在籍する児童（5月1日付け）一児童当り年間二百円とします。
- (2) その他の団体は、（会員数×二百円）年間会費とします。
- (3) 個人会員は、年間千二百円とします。
- (4) この会の、会計年度は（5月1日～4月30日）とします。
- (5) 会費は、7月の幹事会にて収めます。
- (6) この会の会計を毎年監査し、総会の承認を受ける。

第九条（付則）

この規約の、改正は総会で行います。

- | | |
|---------|---------|
| 1994年6月 | 1日から改正 |
| 1998年6月 | 3日から改正 |
| 2000年6月 | 7日から改正 |
| 2002年6月 | 5日から改正 |
| 2003年5月 | 21日から改正 |
| 2006年6月 | 7日から改正 |